

税制調査会（第8回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成28年11月14日（月）15時23分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

少し詳しく整理させていただきます。

本日、皆様にも御覧いただいたとおり、9月以降の議論を踏まえて、個人所得課税について、経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告、国際課税について、「BEPSプロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理、この二つをそれぞれ取りまとめることができました。

それぞれのテーマについて、その概要を申し上げたいと思います。

まず個人所得課税についてですが、一番目に配偶者控除の見直しに当たっては、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点から、これを見直すことが適当であり、その際には税收中立を堅持する必要があるとの方向性で一致しました。また、担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの認識を共有しました。

二番目、他方、具体的な制度の案については委員の間に様々な意見があり、一昨年の一次レポートの選択肢も示しながら整理を行った上で、政府税調として、この問題は、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わる問題でもあることから、国民的議論が十分に尽くされることを望みたいとの意見を取りまとめました。

三番目、また、働き方の選択に対して中立的な仕組みの構築は、税制のみで達成できるものではなく、被用者保険制度や労働政策などの関連する制度・政策における取組みも極めて重要であり、総合的な対応が必要との認識でも一致を見ており、政府全体での取組みを期待しています。特に配偶者の収入が一定の収入、例えば103万円以下であることを支給の要件とする企業の配偶者手当も、就業調整を生じさせる大きな要因となっているため、併せて抜本的な見直しを求めたいとしています。

四番目、これらに加え、所得控除方式の見直しや働き方の多様化等を踏まえ、諸控除の見直し等については、社会保障制度における給付との関係や個人所得課税の負担構造のあるべき姿といった点にも留意しながら、これは引き続き丁寧に議論していく必要があるとしています。

二つ目の国際課税についてですが、第一に、今後、国際課税改革を進めるに当たっては、企業を取り巻くグローバルな環境が大きく変化する中、日本企業の健全な海外展開や国際競争力を維持・強化しつつ、日本の適切な課税が確保できるよう不断に見直す必要があります。その際、国際協調、過去の制度改革の趣旨、現在の法人税体系を踏まえた総合的視点、多国籍企業の活動に係る実態把握、執行面のフィージビリティ

イー等を踏まえて議論を進めていく必要があるとの認識で一致しました。

二番目、個別の制度に関する論点については、まず外国子会社合算税制の見直しについてですが、「外国子会社配当益金不算入制度」導入の有する二つの側面、つまり、企業の健全な海外展開を促進する面と課税逃れを助長する面に留意して制度設計する必要があります。具体的には、納税者にとっての過度な事務負担にならないよう留意しつつ、租税回避のリスクを外国子会社全体の税負担内容と活動の態様により判断するという現行の方法から、外国子会社の所得の内容、つまり受動的所得であるか、能動的所得であるかにより判断するアプローチへと転換することが妥当という認識で一致を見ました。実体があれば課税せず、実体があれば合算して課税するという方式です。また、タックス・プランニングの義務的開示制度（MDR）、移転価格税制の見直し、過大支払利子税制等といった「BEPSプロジェクト」の勧告で取り上げられたこれらの項目については、同勧告の内容と今後同様の制度の日本での導入を検討するに当たって留意すべき論点を整理しました。

三番目、これら制度改正に加え、執行面の対応として、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等により、今後、国際課税を中心に税務当局の増員を含めた執行体制やモニタリング機能の強化が必要であるということになりました。

いずれにせよ、今回取りまとめた論点の中には、中長期的な視野に立って議論すべき課題が多いことから、今後とも、私たち政府税調としては、引き続き丁寧に議論を積み重ね、節目節目でしっかりと国民の皆様へ情報発信をしていきたいと考えています。

他方、三つ目は、順番的には最初に行いました。国税犯則調査手続につきましては、情報処理の高度化等に対応するため、平成23年に刑事訴訟法に措置された電磁的記録の証拠収集手続を参考として整備すべきと考えられる事項、あるいは関税に関する犯則調査手続を定める関税法とバランスをとる観点から見直しが必要とされる事項、この二つに関して、国税犯則調査手続の見直しに関する会合を何回か行い、さらに、本日の総会において様々な御意見を頂戴しました。その結果、本日お示しした報告書の内容に沿って見直しの検討を進めることについて了承を頂きました。

具体的には、電磁的記録の証拠収集手続に関しては、ネットワークで接続している外部のサーバーに保存された電子データを国税犯則調査において強制的に取得するための規定の整備が必要。それから、関税法とバランスをとる観点からは、具体的には、許可状に基づき、強制調査の手続を夜間に開始することができるようにするための規定の見直しなどが必要、としたわけです。

少し長くなりましたが、私からは以上です。

○記者

まず、今後のスケジュールですが、短期的に今回、中間報告を取りまとめたという

ことで、今後、短期的なスケジュールがあれば教えていただきたいということが一点。

あと、個人所得課税改革の方ですが、中長期的にもまだまだ議論が必要であるということですが、会長御自身は、どのようなところをもう少し議論を深めていかなければいけないとお思いでしょうか。

○中里会長

まず最初の点ですが、今後、与党の税制調査会において、平成29年度税制改正について議論が行われていくものと思われますので、それが一段落するまでは、政府税調として年内の開催はなかなか難しいのではないかと考えています。いずれにせよ、これは状況にもよりますから、与党における議論の状況などをよく見ながら考えていきたいということです。

個人所得課税改革の中身についてですが、例えば、各種所得の金額を計算する際の給与所得控除のような控除と、その合計を基に計算する所得控除との間の関係における、各所得金額の計算における控除から所得控除への重点の移行など、より基本的な問題がいくつかございますので、そのようなものについて個人所得課税制度のオーバーホールという中で見直していきたいと今は考えています。時間の制約等もありますので、どこまでできるか分かりませんが、当初掲げた目的を引き続き追求していきたいと考えています。

○記者

個人所得課税改革のところでお伺いしたいのですが、今日出した中間報告の中に103万円を引き上げるという案も意見としてはありましたということを入れてらっしゃるのですが、これをあえて入れた理由をもう少し丁寧に教えていただきたいということが一つ目の問いです。

他のA案、B案、C案というものに関しては、比較的それぞれ課題を書かれているのですが、この103万円を引き上げるという案に関しては特段課題も書かれていないのですが、それは、これが一番良い案であるというつもりで課題が書かれていないのでしょうか。もし課題があるとすればどのようなところにあるのか教えてください。

○中里会長

そのようなものも一案であるという意見があったということですので、それ以上でもそれ以下でもないということです。そのようなものも一案であるという意見があったということについて細かく検討を加えることは必要がないと考えたということです。

○記者

これまでの議論の中では、例えば、103万円を引き上げたとしても、それが新たな壁になるのではないかとという意見もあったと思うのですが、そのような意見は載せないで、103万円を引き上げるという意見があったという意見をあえて一つだけ特出しして載せたからには、何らかの重みがあるのかなと思ったのですが。

○中里会長

読む方によって様々なお考えがあるとは思いますが、特にそのようなことはありません。

○記者

同じ話題で田近委員にお伺いしたいのですが、これまでの平場の意見の中でも、200万円から250万円に引き上げて良いのではないかと、9月末ぐらいに言っていた方は田近委員でいらっしゃいましたか。

○田近委員

言っていないと思いますよ。

○記者

違いますか。すみません。

確かそのような意見もどなたかの委員からあったと思うのですが、田近委員御自身は、この意見に関してはどのようなお考えでしょうか。今日、会見をしてくださっている方々は中里会長と田近委員しかいらっしゃらないので、もしあれば教えていただきたいなと思います。

○田近委員

私は国際課税の担当で来ているつもりでしたが、一委員として感想だけであればお伝えしたいと思います。A案、B案、C案があって、A案は配偶者控除を廃止して子育て支援を拡充する。それ自身はある一つの考え方から見た働き方のものですね。それに対してそうではないという人もいます。B案は夫婦で控除を使っていこう。これは少し考え方が違います。C案は、低所得、若年夫婦に対する支援ができないかという観点が入っています。だから、必ずしも働くことだけではなくて、そのような意味では、103万円が適切な額なのかということは、C案の流れの中からは自然に出てくるものであるということで、それ自身が特別になぜここでC案だけ出てきたかということは、C案の流れの中で出てきても不思議ではない考え方であると思います。

○中里会長

いずれにせよ、今日も林特別委員から出ていましたが、103万円を引き上げるという意見も出た、そのようなものも一案であるという考えも出たから、それを書いたというだけで、その他のことについて様々な配慮をしたなど、そのようなことではありません。そのため、事実を事実として書いたということです。

○記者

少し厳しい見方になってしまうかもしれませんが、今回の内容を見ていまして、去年の11月にまとめた論点整理の内容からほとんど変わっていないということが正直な印象で、その中で今回、103万円の引き上げが一案ということが一つ、目新しいことかなとは思いますが。9月から結構長い議論を行い、会長として、所得税に関して、より議論が深まって、去年の11月に比べて世の中に訴えたいことは一体何なのでしょう。そこを教えていただきたいと思っています。

○中里会長

今回の中間報告は、一昨年11月の第一次レポートや、昨年11月の論点整理を踏まえて議論を行ったものですから、内容的に連続性があるということは当然のことで、断絶がある方が問題かもしれません。

配偶者控除の見直しについては、一昨年11月の第一次レポートに掲げられた三つの選択肢について更にその理論的根拠等について検討を深めることができたものと考えています。例えば、担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとということで、そのような見解で一致を見たこと等は大きなことではないかと思えます。それから、民法752条等も考慮しました。あのような点も、単に経済理論、租税理論の話ではなくて、家族についての民法の制度があって、その上で、所得税の制度があり、年金の制度があって、全体として国のシステムができていてという様々な制度に目配りをしたということは、私の頭の中では意義のあることであると思っています。

働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直しについて、今日最初に申しましたが、給与所得控除や公的年金等控除のような各種所得計算上の控除と基礎控除のような人的控除、その二つを対比させて、全体として見直すことを検討すべきとした点などは、意味があるのではないのでしょうか。どのようになるかは先のことですから、それは分かりませんが、そのように思っています。

○記者

企業の配偶者手当の部分についてお伺いします。中間報告の中にも「抜本的な見直しを強く求めたい」とかなり強い言葉で書かれていますが、改めてこのような書かれ方をした趣旨と、税制を超えるお話であると思うのですが、具体的にはどのような形で、政府として何ができるのか、どのようなことを強く求めていらっしゃるのかを教えてください。

あと、田近委員には、国際課税で、今回の論点整理でいくつか項目を出されていますが、どのようなスケジューリング感をお持ちで、優先順位としてどのような順番で考えれば良いのか、その辺りを教えてください。

○中里会長

企業の配偶者等に対する手当の問題ですが、企業によっては103万円連動や公務員は130万円であったと思いますが、それぞれいくつかの方法があると思います。103万円や130万円と連動させて配偶者手当を支給することや、扶養手当、家族手当など名前は様々あるでしょうが、様々な手当が出されているということです。それについて、やはり租税制度だけで行ってもどうにもならないこと、できることとできないことがすごくはっきりしました。我々だけ変えても、それで家庭内に閉じこもらざるを得ない女性、女性に限らず男性の場合もありますが、そのような方々がマーケットに出て働きたい時間だけ働けるようなシステムに持っていくためにどのようにしたら良いの

かという、租税制度以外のことについても発言して良いであろう、お願いして良いであろうと思います。大きな態度で言っているのではなくて、お願いして良いであろうということで申し上げたわけです。これは、働き方改革実現会議で議論されていくのではないかと思いますので、皆様でそちらの方も取材していただいて、国民の皆様に政府税調の思いが届くようにお知らせしていただけたらありがたいことだなと思っているわけです。「強く求める」というのは少し強い表現でしたが、気持ちが出てしまったということです。

○田近委員

今の御質問は、国際課税のこれからの税制改正の進め方ですね。

今日の論点整理の3ページの下から3行目で「平成28年度与党税制改正大綱にも示されており、『外国子会社の経済実態に即した課税を行うべき』とする『BEPSプロジェクト』最終報告書の基本的考え方を踏まえ、外国子会社を利用した税負担の軽減防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得るとされている」ということで、与党大綱にも既に書かれていて、ただ、今回は論点を整理したわけです。そのうちどれがどのようなスケジュールで行われるかということは与党にお任せし、与党で諮っていくということで、この段階で、今日の論点整理で議論しているものが、与党でどのような手順で、どのように議論されるかということまでは我々の知るところではないということです。

○中里会長

先ほどの個人所得課税のことについて多少の補充ですが、所得再分配機能の回復という問題と働き方の選択に対し中立的な仕組みの構築と、その他の政策、異なる政策目的とを区別して、所得再分配機能の回復と働き方の選択に対し中立的な仕組みの構築を、その他の政策と区別して進めることが重要なかなということが背後にあるという考え方です。

○記者

先ほど企業の手当制度のことをおっしゃっていたと思うのですが、これから配偶者控除がどのように見直されていくのでしょうか。与党でどのようになるか分かりませんが、仮に配偶者控除がどのような形か見直されたら、企業の手当もそれに伴って変わっていくのかということについて、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○中里会長

それは今のところ分かりませんが、税制を基準として何かを作っていくというお考えでということではなくて、手当は手当として、労働政策や賃金政策の問題としてお考えいただければ、一番良いのではないかなという感じですね。

○記者

ここの103万円という水準を引き上げるという一案というものは、C案に付随する中

でてきている一案ということで良いのですか。

○中里会長

おっしゃった方がどのようなお気持ちであったかインタビューしたり、アンケートをとったりしたわけではありませんから、欄外と言いますか、その他のところに併せて書いているという感じです。様々な意見が人によってあると思うのですが、そのような感じです。田近委員は別のお考えでしょうか。

○田近委員

誰が言ったか知りませんが。

○記者

今の企業手当の件で、会長がおっしゃった税制の議論を超えたところであるということなのですが、強い思いがあるということで、様々な議論がされている中で、社会保険料の130万円のことや106万円のことについても政府税調の中で議論がありました。これについては特にこの文章では言及がありませんが、こちらに対する思いというものはないのでしょうか。また、103万円から引き上げた場合、今申し上げたような壁が他にもあると言われている中で、実際は就業調整をしなくなるというか、より働くようになる効果は得られると中里会長はお考えになっているのでしょうか。この二点を教えてください。

○中里会長

年金の社会保険料についても様々なお考えがありますし、それは、それを所掌している審議会、役所、あるいは政治家の先生が、それぞれの立場でお考えがあるのであろうと思います。ここまできたら働かなくなるということは、必ずしも税制が原因ではないということがまず大切です。その次に、だからといって、税制が原因でないから後はどうなっても良いかといえ、そのようなことではなく、政府として総合的に様々なことを考えていただきたいという気持ちは同じく持っています。

それから、103万円を引き上げたらということですが、103万円の引き上げはこの中間報告の中では特段提案していません。要するに、それも一案であるという考え方もあったという客観的事実を述べているわけで、あとどのようにされるかは、国民的な議論ということになるのではないのでしょうか。そのようになった時にどのようにするかは考えれば様々なことが出てくるのですが、ここで申し上げるべきことではないような気がします。

○記者

今後のこととお伺いしたいのですが、与党の税調の議論が終わって、その後、年が明けたらすぐに政府税調が動き出すものなのかということと、その際に個人所得課税のことで言えば、各種所得計算上の控除方式の見直しやその見直しの中にまた配偶者控除についても取り出して話題にすることは今後もあるのでしょうか。それは与党の結論次第というところもあるとは思いますが、中里会長のお考えがもしあれば教えて

ください。

○中里会長

次にいつ開くかということに関しては全く未定です。党税調は年度改正を担当されるので、そちらについて私たちが、具体的な制度設計等について申し上げることは必ずしも必要ないと思います。我々は中長期的な観点からの理論的な整理、事実関係の整理をお伝えするというで行っていますので、それをどのように生かして、どのような制度を具体的に設計なさるかということに関しては、これはいわゆる政治プロセスあるいは国民の皆様の意見がそこに反映されることになると思います。したがって、時期的なこと等に関しては、今のところ何も言えません。

ただし、先ほど海外調査のお話しをしました。納税実務を巡る近年の環境変化への対応と上西特別委員がおっしゃって、それを申し上げたわけです。私が法律家であるためかもしれませんが、これは極めて大切なことではないかと思っており、何をどこまでできるかについては今のところ分かりませんが、今までそのような点について政府税調で、もちろんある程度は行ってきたのですが、インテンシブに行ってきたということではありませんので、少し調べを入れて、そのような議論がいつできるのかを考える必要があります。いつ行くかがまだ決まっていますので、分かりませんが、そちらに少し力を尽くしてみたいなと思います。まだ私の個人的な気持ちですが、今は、そのように思っています。

○記者

個人所得課税の議論は間を置くのかということと、その中で配偶者控除の議論がこれで一段落ついたということなのかということをお教えいただければと思います。

○中里会長

必要に応じて、何がどのように動くかは分かりませんので、今の段階では何も言えません。しかし、ずっと議論をしてきたことについて一定の取りまとめができたということで、今は一安心しているところです。今後どのようにしていくのかということについては、税制改革は生ものですので、様々な御意見の方が出てきて、様々なことをおっしゃります。それはそれで良いことであると思いますし、国民の価値観に関わることで、私たちだけが力こぶを入れて、これが良いと言っても、簡単にはいかないところがこの問題の非常に重要な点であり、だからこそ、国民の皆様の更なる議論あるいはマスコミの方からの情報提供による議論の喚起、そのようなものに期待したいなと思います。その結果を見て、また動くべき時には動くということになるのではないのでしょうか。

○記者

国際課税の関係で伺いたいのですが、外国子会社合算税制の中で、能動的所得と受動的所得の判別が困難な場合の時の対応が論点であったと思います。説明の時は財務省から四つの方法が紹介されていたと思いますが、その中で、超過利潤アプローチを

ここの中で書かれている理由をお伺いしたいということと、超過利潤アプローチを政府税調として進められるという理解でよろしいのかということをご希望します。

○田近委員

三つのアプローチであったと思います。

今の御質問は、外国子会社合算税制のアプローチについて、事務的な費用もどのように考えるのか、それから、アプローチ全体の考え方のようなものですね。その中で超過利潤アプローチはどのように考えて、なぜ入っているのかと。

今日、取りまとめて、これに大変な時間を投入したので、資料を使わせていただくと、まずどのような考え方かということ、少しさかのぼって、3ページの外国子会社合算税制の背景というところでは、①をずっと目を落としていただいて、パラグラフに「また」というところがあり、下から5行目ぐらいの「例えば」というところですが、もちろんBEPSの勧告があって、それをベースに日本も改正をしなければいけません。それが大きなものですが、日本でのコンテキストでなぜこれがそれほど重要な改革なのかということですが、「また」という段落の下から5行目ぐらいです。「外国子会社配当益金不算入制度には、企業の健全な海外展開を促進する効果があること、他方で、知財・金融資産等を形式的・表面的に外国子会社へと移転し、得られた所得を配当として日本に戻すことで課税を逃れる」ということで、ここだけは少し言わせていただくと、2009年に日本は、それまで外国子会社の所得を日本に返した時に国内所得と合算して課税していました。その代わりに、海外で払った税は控除するという仕組みから、外国子会社が海外で税金を払えばそれで完結して、そこから国内に戻ってきた配当にはもう一回課税はしないという仕組みにしたわけです。もちろんその趣旨は、日本の企業の海外展開を促進し、海外でそれぞれの企業と同じ土俵で競争することにあります。ただ悩ましいことは、同時にそれは日本の企業がどんどん海外に出ていき、得られた所得を配当という形に変えて還元してしまうと、もう税金がかからないわけですね。そこをどのようにしても手当てしなければいけないということがこの議論の最大の狙いの一つです。

それに対する方法として、我々が奇異なことをしているわけではなくて、国際的な理解としては、さっき言った5ページになります。5ページの一番上の「外国子会社全体の税負担水準と活動の態様」と難しいことを言っていますが、これは企業レベル、エンティティアプローチと言うのですが、企業レベルで判断するか。企業の海外の子会社の税負担がある程度ならば、それ以上合算はしないというアプローチにするのか。それは今まで日本が行ってきたことに近いのですが、そうではなくて、さっき言ったように、ポイントは、海外の子会社から配当になってしまうともうそこでそれ以上何もできないということです。では、海外子会社の所得が、自ら働いた実体のある所得なのか、あるいは金融投資等で企業実体に裏付けられたものでないのかを分けようと。

これが海外子会社の所得の内容です。これをインカムアプローチやカテゴリカルアプローチと言いますが、そうすると、エンティティアプローチからインカムアプローチに今回変えようということがこの提案の趣旨です。

あと、申し上げたように、配当という形になってしまうと、それで完結してしまうので、そうすると、アクティブ、パッシブなインカムの資金が分からないものに関しては、これはOECDのBEPSレポートにも出ているのですが、超過利潤アプローチというものを取り入れてみようと。そうすると、悩ましいことが更に出てきて、所得アプローチにすると、どの所得を金融的な所得にするのかという切り出し方は、企業の方が相当懸念されていることで、それも我々は十分配慮して、これはこれから正に我々の論点整理が制度化されていく中で企業の実務負担と我々の改革の路線とが協調できる、サイド・バイ・サイドでいけるところを探っていくというところで、そこまではこの論点整理では出していません。だから、一見、テクニカルなように見えますが、日本として、国際課税で行おうとしていることは、2009年の改革に続く非常に重要な改革に臨もうとしているというものです。

○記者

個人所得課税改革で、最初の質問で103万円を引き上げることのメリット・デメリットについて書かれていないということがあったと思いますが、中里会長としては、メリット・デメリットはどのようなことだと考えていらっしゃいますか。

○中里会長

その問題は、政府と与党の場で、具体的な制度設計ということで検討がなされていくものであると思いますが、現時点で特定の案について私がここでコメントすることはしませんし、すべき立場にありません。それは政治過程の話ですし、国民の皆様の見解を、皆様が様々なところで調べて、むしろ党税調の先生方にお届けになるなど、そのような話になるのであらうと思います。

○記者

今日の報告書とは直接は関係ないのですが、アメリカでトランプ氏が次期大統領になって、法人税であったら15%に下げるということを打ち出しています。実現可能性はさておき、そのようになると、日本の法人税や、あるいは国際課税のところも様々な対応が必要になるのかなと思います。トランプ氏が掲げている税制面での政策について、税の専門家である先生方からすると、どのような点が気になるのでしょうか。例えば、来年の政府税調の場で法人税や国際課税の面で何らか議論が必要になる可能性があるかどうかといった点について、中里会長と田近委員にもお伺いしたいと思います。

○中里会長

私は、昨年12月にアメリカのウィスコンシン州に行って、中西部の様々な方々にインタビューして、どのようになるのであらうということについてお聞きして、その結

果、中西部ではトランプ氏の支持が強いという印象を受けました。単純にブルーカラーの方だけではなく、もっと上の中流階級、アッパーミドルまで含めて、それが本音なのであろうなという印象を受けて、一月以降、いくつかの講演会等でそのような発言を行いました。私は政治学者ではありませんので、どちらが当選するかという、話ではないのですが、そのような傾向が強くなっていると述べました。つまり、ハードワーキング・ミドルクラスの声を代表する方はトランプ氏とサンダース氏であろうということについてコメントをして、例えば、去年の5月30日に日本租税研究協会の定時総会でそのような報告をして、しかも、その原因についても分析をして、それが『租税研究』という雑誌の8月号に出ています。そこに自分の学者としての分析を全て書いており、記者会見でこのようなことを言うことが良いのかどうか分かりませんが、ある意味、トランプ氏の当選とその原因を5月の段階で分析してみました。結果的にそのようなところがあり、それがどのような税制改革に影響を及ぼすかについてもその中の文章で書いています。外国企業に対する課税強化や様々な財政負担を求められるなど、様々なことを書いています。ただ、今度発表された法人税をどのようにするかなどに関しては、まだ具体的な情報をあまり持っていません。法人税等の経過による投資収益のアメリカへの還流等を通じて、そのような政策が外国為替相場に与える影響等も考慮しながら、更に調べて、研究者としての何らかの分析は加えてみたいと思っています。必要な情報をしっかりと集めた上で分析して、予測ができるかどうか分かりませんが、将来の方向性を考えることができたなら、それは自分も研究者としてとても勉強になるのではないかという気持ちです。

○田近委員

もちろんトランプ税制がこれからどうなるか、多少新聞紙上等で書かれていることは私も知っているつもりですが、それをここで議論、紹介をしても意味はないということで、ただ、新聞紙上にもうたわれているように、法人税というものは企業競争、活力には重要なもので、35%を15%にしたいということや、あるいはヨーロッパのEUコミッション、EU委員会がアイルランドのアップルやルクセンブルクのグーグルに課税強化していますが、大切なことは、どのような状況でも日本の企業が海外展開することに対する支障はできるだけ防ぎたいということです。ただ、税収をその中でどのように確保するかということで、正に今回、外国子会社合算課税のところ、海外に出た時には外国子会社からの益金は不算入にし、ただ、海外に出た後は、所得をアクティブな所得とパッシブな所得に分けて、パッシブなものにはしっかりと課税しよう。だから、租税競争が厳しくなっている中で、日本の企業の活力を維持、促進しつつ、税収をどのように確保するか。これが政府税調の正に役割であると思っています。どこまで政府税調ができるかは分かりませんが、役割はそのようなものであると思っています。

○記者

それに絡んでお伺いしたいのですが、トランプ氏が法人税減税を言っていて、BEPSの方もどのようになるかよく分からないというところで、法人税の減税の競争がまた進んでいくのかというところと、あと、BEPSの租税回避防止に向けた取組みは、今始まったところではありますが、それにどのような影響を及ぼすのか、お考えがあればお聞かせください。

○田近委員

この段階でトランプ案について議論することは難しいですし、また、税率が35%から15%で、数字だけ踊っていますが、同じぐらい大切なことは、課税ベースをどのように考えているのかということです。そのようなところまでありますから、ここで租税競争等に対して我々がどのようにするかというところまでは議論のしようもありませんが、先ほど言ったように、ベースは日本の企業の海外活力を、展開を促進しつつ、税をどのように課税するか。その二つの両立をここで目指し、その試みの一つが今回であったということで、今後様々な事態があっても、中里会長の下でそのような方針で行くということですね。

○中里会長

とにかく今は客観的な情報を様々なところから多方面に集める段階ではないかと思えます。様々な意見等、アメリカでの考え方等がこれから出てくるでしょうから、それに応じて分析していくということで、十分に対応できると思えます。ただ、情報収集だけはしっかりと行っていこうと、努力したいと思っています。

○記者

よろしいでしょうか。

今日はありがとうございました。

○中里会長

どうもありがとうございました。

[閉会]